

第1章

計画見直しの考え方

- 第1節 計画見直しの背景・・・・・・・・・・ 2
- 第2節 計画の見直し点・・・・・・・・・・ 4

第1章 計画見直しの考え方

第1節 計画の見直しの背景

本市は、日本一高く美しい山「霊峰富士」に抱かれ、長年にわたり育まれてきた豊かな森林、清らかな水など素晴らしい自然に恵まれています。これらの自然は、私たちに潤いと活力を与え、その生活や文化を育み、誇るべき財産となってきました。

しかしながら、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造や、新たなライフスタイルの定着に起因する環境への負荷は、都市部を中心とした中小河川の水質汚濁、廃棄物の増大、里山等の自然の減少、森林の荒廃等に影響を及ぼし、今日の多くの環境問題にとって無視できないものとなっています。

さらに、地球温暖化、生物多様性¹の減少、オゾン層の破壊、酸性雨といった地球規模の環境問題など、私たちの環境を取り巻く情勢は日々変化しています。

そこで、世界に誇る富士山の多様性に富んだ自然環境を保全し、将来の世代に継承するため、本市は平成17年3月に富士吉田市環境基本計画を策定し、「未来に残そう美しい富士の里」を実現するため、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

一方で、計画の策定以降、地球温暖化対策、生物多様性の保全、エネルギー対策等、環境の保全に係る様々な法令が制定、改正される中、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故を受けて、「安全・安心」という視点の重要性が高まりました。

このような状況を踏まえ、平成24年4月に閣議決定された第四次環境基本計画²では、目指すべき持続可能な社会の姿は、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会であるとしています。

また、本県は平成21年6月に「やまなしグリーンニューディール計画³」、平成23年3月に「やまなしグリーンニューディール計画推進指針⁴」の策定と、クリーンエネルギー⁵

- 1 生物多様性：あらゆる生物種(動物、植物、微生物)と、それによって成り立っている生態系、さらには生物が過去から未来へと伝える遺伝子とを合わせた概念である。「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子(個体)の多様性」という3つのレベルで多様性があるとし、それぞれ保全が必要とされている。
- 2 第4次環境基本計画：環境基本法第15条に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画。今回の計画は、平成6年、平成12年、平成18年に続く第4次の計画となる。政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民の皆様をはじめ、多様な主体に期待する役割についても示している。
- 3 やまなしグリーンニューディール政策：恵まれた自然環境を活かし、クリーンエネルギーの普及促進に取り組むことにより、低炭素社会の実現と経済活性化の両立を図り、「クリーンエネルギー先進県やまなし」の実現を目指す計画。
- 4 やまなしグリーンニューディール計画推進指針：県・市町村・事業者・県民等が、やまなしグリーンニューディール計画を推進するための指針。
- 5 クリーンエネルギー：クリーンエネルギーとは、電気、熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しない(または少ない)エネルギーを指し、一般的には自然のエネルギーである太陽光発電システム、太陽熱温水器、水力発電、風力発電、地熱発電などが挙げられる。ただし、クリーンエネルギーには特定の明確な定義はない。この計画では、再生可能エネルギーと革新的なエネルギー高度利用技術をクリーンエネルギーとしている。

導入の基礎資料となる「クリーンエネルギー賦存量等調査⁶」を実施し、全国トップクラスの日照時間、県土の78%を占める森林、豊富な水資源等を活用したクリーンエネルギーの普及を促進し、低炭素社会⁷と経済活性化の両立を目指しています。

本市は、平成19年2月に「富士吉田市地域新エネルギービジョン」の策定、平成22年9月に富士吉田市地下水保全条例⁸の制定等、環境に関する計画、施策を推進し、市民・事業者・市が一体となり、地球環境問題やエネルギー問題等に取り組んできました。そして、平成25年6月には富士山が国内17番目の世界遺産として登録され、富士山の豊かな自然環境を維持していくため、保全・安全対策に係る推進体制の強化も課題となっています。

そこで、前計画が計画の期間を満了したこと、本市を取り巻く環境の現状、国、県の動向などを踏まえ、環境の保全と創造に関する施策を、より一層総合的かつ効果的に進めていくため、前計画の見直しを行うとともに、新たに第2次富士吉田市環境基本計画を策定しました。

今回の時点修正の背景については、日本では、近年、地球温暖化の影響と思われる気候変動により、気温上昇に伴い、熱帯夜や猛暑日が増え、冬日は少なくなっており、平成29年7月の九州北部豪雨や平成30年7月の西日本豪雨など台風や梅雨前線の影響により甚大な被害をもたらしています。世界においても、高温・乾燥による大規模森林火災、サイクロン・大雨・高潮などによる洪水や土砂崩れ、寒波・大雪などによる甚大な被害が各国より報告されています。これら気候変動の影響や環境問題の解決に向けた国の取り組みとしては、地球規模の環境の危機を反映した国際的合意である「持続可能な開発目標（SDGs）」と「気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（パリ協定）」採択後に国の第5次環境基本計画が策定され、地域循環共生圏の実現のための6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を掲げ、環境に関する課題のみでなく、経済・社会的課題も同時解決していくことを目指しています。

また、日本の地球温暖化対策計画では、平成27年12月の国際気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）において、中期目標として、2030年までに温室効果ガス排出量を2013年比で26%削減、平成30年4月のCOP24においては、長期目標として、2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を目指すことと位置付け、日本の地球温暖化対策を進める上での礎としました。本市におきましても、『未来にのこそう美しい富士の里』をキャッチフレーズに、市民、事業者、市など、それぞれの立場から環境を良くする意思を持って行動していくことを目的に、平成26年3月に策定しました第2次富士吉田市環境基本計画について時点修正を行い、引続き、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進して参ります。

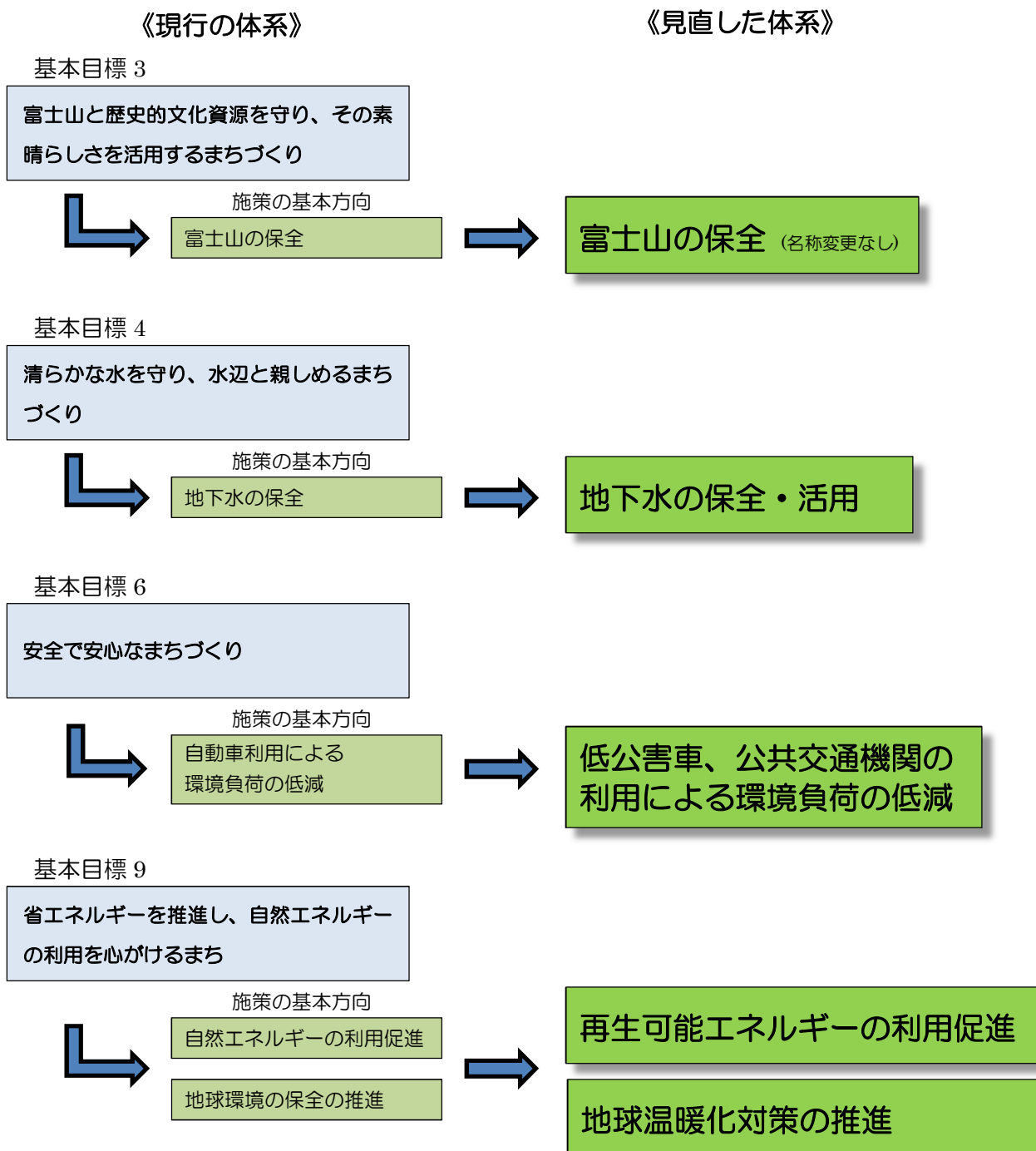
6 クリーンエネルギー賦存量調査：各エネルギー種別について、概要や普及状況を整理し、各主体がクリーンエネルギーを導入するにあたっての課題を整理するための調査。

7 低炭素社会：地球温暖化の最大の要因とされる二酸化炭素の発生を抑制する循環型社会システムのこと。

8 富士吉田市地下水保全条例：富士山をはじめ、豊かな森林資源からの恵沢である地下水資源を将来にわたり市民が享受できるように、地下水採取の適正化を図ることにより地下水資源を保護し、もって良好で快適な環境の保全および創造に寄与することを目的とした条例。平成22年9月制定。

第2節 計画の見直し点

計画策定後の法整備や新たな環境問題等、社会情勢の変化や市の取り組み状況を考慮し、現行の体系から「施策の基本方向」を以下のように見直します。また、施策の基本方向「富士山の保全」は見直し後も名称の変更はありません。



【見直し1】富士山の保全

《見直しの背景・目的》

本市は富士箱根伊豆国立公園をはじめ、富士山周辺の優れた自然環境に恵まれた地域であり、多くの観光者が訪れています。

そのため、本市ではこの豊かな自然を守るため、富士山を保全するための様々な取り組みを行ってきました。そして、この多様性に富んだ富士山の自然環境は、平成25年6月に「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」として世界文化遺産に登録され、今後は構成資産等、周辺環境を維持・保全していくための取り組みがより重要になってきます。

そこで本計画では、施策の見直しを行い、富士山の保全を推進するための取り組みについて検討します。

【見直し2】地下水の保全・活用

《見直しの背景・目的》

本市は、富士山をはじめ、豊かな森林環境からの恵沢である地下水資源が豊富な地域であり、飲料用水・生活用水・工業用水等に利用されています。そのため、市は地下水観測井戸モニタリング調査を行い継続的に地下水の状況把握を行っています。

また、本市では平成22年9月に地下水保全条例を定め、地下水の保全活動も進めています。今後は、この豊富な水資源を保全するとともに、地域の環境資産として有効活用し、将来に引き継ぐことが重要な課題となってきます。

そこで本計画では、施策の見直しを行い、地下水の保全・活用を推進するための取り組みについて検討します。

【見直し3】低公害車、公共交通機関の利用による環境負荷の低減

《見直しの背景・目的》

私たちが日常使用している自動車の排ガスには、窒素酸化物(NO_x)や粒子状物質(PM)等の大気汚染につながる物質が含まれています。特に、自動車排ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素が発生原因とされる光化学オキシダントは、全国的に環境基準を達成できない地域がほとんどであり、本市一般環境大気測定局でも同様に未達成となっています。

そのため、環境負荷の少ない低公害車の使用や公共交通機関の利用による自動車排ガスの削減といった取り組みが行われており、環境負荷の低減に向けた取り組みが必要となってきます。

そこで本計画では、施策の見直しを行い、低公害車、公共交通機関の利用による環境負荷の低減を推進するための取り組みについて検討します。

【見直し4】再生可能エネルギーの利用促進

《見直しの背景・目的》

石炭、石油等の化石燃料の枯渇が懸念される中、前計画策定後に本市では富士吉田市地域新エネルギービジョンを策定し、新エネルギー活用のための指針を示しました。

その後、国際的な認知度の高さを踏まえ、新エネルギーと再生可能エネルギーの概念を整理し、現在は再生可能エネルギー⁹という言葉が使われるようになってきました。

そして、平成23年に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故の後、平成24年に閣議決定された第4次環境基本計画では、持続可能な社会を目指す中で、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野においてそれぞれ目標を掲げ、原子力発電に代わる新たなエネルギー源の一つとして再生可能エネルギーの活用を推進しています。

そこで本計画では、施策の見直しを行い、再生可能エネルギーの利用促進を推進するための取り組みについて検討します。

【見直し5】地球温暖化対策の推進

《見直しの背景・目的》

私たちの社会経済の発展に伴い増大した環境への負荷が、地球温暖化、生物多様性の減少、オゾン層の破壊、酸性雨等の様々な地球規模の環境問題を引き起こす原因であると考えられています。

これらの問題を解決するため、本市では地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組むなど、地球環境を保全するための様々な取り組みを進めてきました。

また、前計画策定以降、県は山梨県地球温暖化対策実行計画を策定し、2050年度までに二酸化炭素排出量ゼロとする「CO₂ゼロやまなし」の実現に向けて取り組んでおり、本市も地球環境を保全していくとともに、継続して温室効果ガス排出量削減に関する取り組みを進めていく必要があります。

そこで本計画では、施策の見直しを行い、地球温暖化対策を推進するための取り組みについて検討します。

9 再生可能エネルギー：有限で枯渇する危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等があげられる。